

登録研修機関業務規程

| | | | |
|--------------|--|---------------------------|---------------------|
| 事業所名 | 日本福祉大学社会福祉総合研修センター | 事業者番号 | 2320020 |
| 所在地 | 〒460-0012 名古屋市中区千代田 5-22-35 日本福祉大学名古屋キャンパス内 | | |
| 連絡先・ 相談窓口 | 部署名 | 事業所名に同じ | 職氏名 森田健二郎 |
| | 電話番号 | 052-242-3069 | FAX 番号 052-242-3020 |
| | E-mail | ckjimu@ml.n-fukushi.ac.jp | |

1 研修について

| | | | |
|-------|--|--|--|
| 研修事業名 | 2019年度 第3号研修・特定の者対象 第1回介護職員等によるたんの吸引等研修事業 | | |
| 研修の目的 | 平成24年度から施行の介護職員等によるたんの吸引等の制度化されたことから、介護保険施設、障害児者施設、居宅介護事業所、等において必要なケアをより安全に提供するため、適切にたんの吸引等を行なうことができる介護職員等を養成することを目的とし、研修事業を実施する | | |
| 実施期間 | 2019年6月15日 ～ 2020年6月30日 | | |
| 実施場所 | 1. 講義 | 日本福祉大学社会福祉総合研修センター (日本福祉大学名古屋キャンパス南館 701教室 702教室) | |
| | 2. 演習 | 日本福祉大学社会福祉総合研修センター (日本福祉大学名古屋キャンパス南館 701教室 702教室) | |
| | 3. 実地研修 | 対象者の自宅等(対象者、対象者に係る医師・看護師等の連携・協力が得られる場合に限る) | |
| 受講資格 | ①介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、特別支援学校等に勤務又は勤務予定の介護職員等で特定の者を対象に痰の吸引等を行なう予定のあるもの ②各対象者に係る医師、看護師に連携・協力・指導が得られるもの | | |
| 受講定員 | 基本研修及び実地研修20名、実地研修のみ20名 | | |
| その他 | 実地研修にあたり、受講者は研修に対して予め対象者ならびに対象者の利用している訪問看護ステーション等へ連携・協力・指導が得られることを確認しておくこと。※詳細は4受講にあたっての注意事項等を参照のこと | | |

2 研修のカリキュラムについて

(1) 研修課程

| | | |
|---|-------|--------------------------------------|
| | 第1号研修 | 喀痰吸引及び経管栄養のすべて(不特定多数の者対象) |
| | 第2号研修 | 喀痰吸引及び経管栄養のすべての行為について行為ごと(不特定多数の者対象) |
| ○ | 第3号研修 | 各喀痰吸引等行為の個別研修(特定の者対象) |

※実施する課程に○を記載してください。

(2) カリキュラム表(別紙1参照)

3 受講申込みについて

費用は全て税込

| | | |
|-----------|---------|--|
| 受 講 料 | 1. 講義 | 免除の有無にかかわらず、一律 30,000 円 (テキスト代別 2,808 円) |
| | 2. 演習 | |
| | 3. 保険料 | 対象者 1 名につき保険料 2,160 円 |
| | 4. 実地研修 | <p>1) 事務管理費※1、※2</p> <p>①日本福祉大学社会福祉総合研修センター（以下、研修センター）で初めて3号研修を受講する場合 行為数に関わらず、対象者1名は12,000円</p> <p>②研修センターでの3号研修の受講が2回目以降で、実地研修のみ実施する場合 行為数に関わらず、対象者1名は8,000円</p> <p>③研修センター以外で基本研修を修了し、実地研修のみ実施する場合 行為数に関わらず、対象者1名は12,000円</p> <p>※1対象者が複数名の場合は、いずれの場合も2名から8,000円</p> <p>※2医師の指示書代等実費を含まない</p> <p>2) 実地研修（1行為対象者1名で5回程度を想定）</p> <p>実地研修にあたり、受講者は研修に対して予め対象者ならびに対象者の利用している訪問看護ステーション等へ連携・協力・指導が得られることを確認しておくこと</p> <p>※詳細は「業務規程」4 受講にあたっての注意事項等を参照のこと</p> <p>以下の2パターンから選択</p> <p>【パターン①】</p> <p>対象者の利用している訪問看護ステーション等の指導看護師等と連携・協力が得られ、且つ、実地研修の指導看護師の派遣も受けられるが、その調整を研修センターに依頼する場合</p> <p><実地研修評価></p> <p>㊦喀痰吸引 1 行為対象者1名 1 回につき6,000円（最大10回まで）</p> <p>㊧経管栄養 1 行為対象者1名 1 回につき10,000円（最大10回まで）</p> <p>※ただし、対象者の利用している訪問看護ステーション等と特別な取り決め（金額等を定めた契約等）を交わし、受講者自身が指導看護師の派遣や契約等に係る調整を行う場合、上記費用は発生しない場合がある</p> <p>【パターン②】</p> <p>対象者の利用している訪問看護ステーション等の指導看護師等と連携・協力が得られるが、指導評価が困難な為、実地研修の指導看護師を研修センター講師が行う場合</p> <p><実地研修評価></p> <p>㊦喀痰吸引 1 行為対象者1名 1 回につき8,000円（最大10回まで）※3</p> <p>㊧経管栄養 1 行為対象者1名 1 回につき12,000円（最大10回まで）※3</p> <p>※3実地研修とは別途指導看護師の交通費実費請求</p> <p>パターン①②ともに、何らかの理由で実地研修を修了できない場合であっても、実施に伴った上記費用は発生する</p> <p>※実地研修のみの申込者は実地研修オリエンテーションへの参加を原則とする</p> |
| 受講科目の一部免除 | 免除の有無 | 有 無 |
| | 対象者 | <p>①平成 22 年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための試行事業（特定の者対象）の研修修了者</p> <p>②「平成 23 年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業</p> |

| | | |
|--------------|------|---|
| | | <p>(特定の者対象)の実施について」(平成23年11月11日障発1111第2号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)</p> <p>③「ALS(筋委縮性側索硬化症)患者の在宅療養の支援について」(平成15年7月17日 医政発第0717001号 厚生労働省医政局長通知)に基づくたん吸引の実施者</p> <p>④「在宅におけるALS以外の療養者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて」(平成17年3月24日医政発第0324006号 厚生労働省医政局長通知)に基づくたんの吸引の実施者</p> <p>⑤「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて」(平成16年10月20日医政発第1020008号 厚生労働省医政局長通知)に基づくたんの吸引等の実施者</p> <p>⑥第3号研修修了者が新たな特定の者を対象とする場合</p> <p>⑦第3号研修の講義と演習は修了したが、やむをえない理由によって、実地研修が修了できなかった者</p> <p>⑧特定の者対象で一部の行為に対して修了した者又は、認定特定行為従事者認定証を交付された者</p> |
| | 免除科目 | <p>喀痰吸引等に関する研修等の受講履歴その他受講者の有する知識及び経験を勘案した結果、相当の水準に達していると認められる場合には、当該喀痰吸引等研修の一部を履修したものとして取り扱うこととし、以下に定める者の場合には、原則として以下の履修範囲を履修認定する。</p> <p>対象者①基本研修</p> <p>対象者②基本研修</p> <p>対象者③基本研修の「喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義」のうち喀痰吸引に関する部分並びに「喀痰吸引等に関する演習」のうち通知に基づき実施している行為に関する部分</p> <p>対象者④基本研修の「喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義」のうち喀痰吸引に関する部分並びに「喀痰吸引等に関する演習」のうち通知に基づき実施している行為に関する部分</p> <p>対象者⑤基本研修(気管カニューレ内部の喀痰吸引に関する部分を除く)</p> <p>対象者⑥基本研修</p> <p>対象者⑦基本研修(一部修了者は修了した部分)</p> <p>対象者⑧特定の者対象で一部の行為に対して修了した行為又は認定特定行為従事者認定証(特定の者対象)を交付された行為</p> |
| | 申込方法 | <p>応募の際、対象者①～⑦は研修の「修了証明書」「履修証明書」の写し、一部履修者は「一部履修証明書の写し」を添えて申し込む</p> <p>(※第3号研修で基本研修まで修了している場合は、基本研修の講義、シミュレータ演習が修了したことがわかる証明書を提出すること)</p> <p>⑧は「修了証明書」又は「認定特定行為従事者認定証」の写しを添えて申し込む</p> |
| 支払方法 | | <p>①基本研修にかかわる受講料は、研修開始前に所定の口座へ振り込む</p> <p>②実地研修にかかわる受講料は、実地研修修了後、研修センターからの請求に基づき所定の講座へ振り込む</p> <p>※いずれも研修センターの指定する振込期限を厳守すること</p> |
| 解約・返金 | | <p>①受講決定後の受講者都合によるキャンセルや返金には応じない</p> <p>②受講途中に研修センターならびに実地研修実施機関の判断で受講中止を決定した場合に限り、一部受講料を返金する(振込手数料は受講生負担とする)</p> |
| 受講申込の手続きについて | | <p>①募集要項にもとづき、所定の申込書類を期限までに研修センターへ郵送すること</p> <p>②受講料入金をもって正式決定とする</p> |
| 受講者決定の方法について | | <p>申込書類の内容にもとづき、定員設定にかかわらず、実地研修の受け入れ状況や、研修受講の必要性等を勘案した上で、選考をおこなうものとする</p> |

4 受講にあたっての注意事項等

| | | |
|------------------|---|---|
| 遅刻・早退・欠席の取扱いについて | 遅 刻 | 原則不可 ただし、やむを得ない事情によるものと判断された場合は下記補講を課す |
| | 早 退 | 同上 |
| | 欠 席 | 同上 |
| 補講について | 実施の有無 | 有 ・ 無 |
| | 補講の方法 | 1) 講義 別日程を設定し講義を実施 (要補講料) 2) 演習 (シミュレータ演習) 別日程を設定し演習を実施 (要補講料) 筆記試験追試験 予備日を設定し筆記試験を実施 (要追試験料) ※ただし筆記試験追試は、原則として1回限りとする |
| | 補講等の費用 | 1) 講義 欠席時間数 (0.5 時間単位) × 5,000 円 ※公共交通機関の遅延証明書が提出された場合は無料とする 筆記試験追試験料 1回 5,000 円 2) 演習 (シミュレータ演習) 行為数に関わらず一律 30,000 円 |
| 評価方法および評価基準等について | <p>【基本研修】</p> <p>1) 講義</p> <p>①講義終了後の筆記試験の実施により、総得点の9割以上得点者 (20 問/30 分) を合格とする</p> <p>②筆記試験の追試験は、原則1回限りとし、追試験を実施しても合格できない場合には、受講中止を指示する (あらためて受講登録行い、講義を受けなおすことを前提とする)</p> <p>2) 演習</p> <p>シミュレータ演習を2時間実施し、当該行為のイメージをつかむこと (手順の確認等) を目的とする。その後、実際に利用者がいる現場において、医師や指導看護師や経験のある介護職員が行う喀痰吸引等を見ながら利用者ごとの手順に従って演習 (現場演習) を実施し、プロセスの評価を行う。評価票は特定の利用者の実施方法を考慮したものとし、評価票のすべての項目について医師、指導看護師等評価結果が、「介護職員によるたんの吸引及び経管栄養のケア実施の手引きの手順どおりに実施できている」となった場合に合格とする</p> <p>【実地研修】</p> <p>①各行為に必要回数以上の実地研修を実施した上で、所定の評価票を用いて評価を行う (特定の者ごとの実施方法を考慮した評価基準とすることができる)</p> <p>②評価票の全ての項目について医師または指導看護師等の評価結果が、連続2回「手順通りに実施できる」となった場合に、実地研修の修了を認める</p> <p>万が一、各行為につき最大10回の評価実施を行っても医師または指導看護師等の評価結果が、連続2回「手順通りに実施できる」とならない場合には、実地研修の中止を指示する (あらためて受講登録を行い、研修を受け直すこと)、その場合の実地研修費は修了の可否に関わらず発生し請求するものとする</p> | |

| | |
|--------------------|---|
| <p>実地研修について</p> | <p>日本福祉大学と実地研修施設との間で委託契約を締結するものとする。実地研修の条件等は次のとおりとする</p> <p>【実地研修の条件】</p> <p>①特定の者を対象に痰の吸引等を行なう予定のある者</p> <p>②各対象者に係る医師、看護師に連携・協力が得られる者とする</p> <p>③対象者の理解・協力・同意が得られる者とする</p> <p>④特定の者が利用している訪問看護ステーション等の看護師等と連携・協力が得られる者を基本前提とするが、それらの訪問看護ステーション等の事業所が何らかの理由により、実地研修の指導評価をすることが困難な場合は研修センター講師の派遣を行う</p> <p>【受講生の取組み】</p> <p>実地研修での受講生の取組みは以下のとおりとする</p> <p>①受講生は、実習教育と実習指導において要求される資質と能力を事前に可能なかぎり身につけるよう努めるものとする</p> <p>②受講生は、実習において要求される専門的知識・技術・価値及び態度に関して、研修センターにおける実習教育に基づいて学習しなければならない</p> <p>③受講生は、実習指導者の指導の下に実習プログラムについて真摯に取り組むものとする</p> <p>④受講生は、個人情報保護法や社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、実習において要求される守秘義務や信用失墜行為防止義務、さらに誠実義務を果たすものとする</p> <p>【実地研修が中止となる場合】</p> <p>実習中に以下のような事態が生じた場合、実習中止の措置をとることがある</p> <p>①自然災害等不測の事態が発生した場合</p> <p>②受講生の重大なルール違反(実地研修先の就業規則並びにそれに準ずる実習のルールへの違反)</p> <p>③利用者への加害行為・人権侵害行為</p> <p>④心身の事由による実習継続困難</p> <p>⑤守秘義務違反及び信用失墜行為(社会福祉士及び介護福祉士法)</p> <p>⑥受講生に行った指摘に対して適切に対応しなかったとき</p> <p>⑦実習を行う事業所等が実習受け入れ困難と認めるとき</p> <p>⑧研修センターが実習実施困難と認めるとき</p> |
| <p>修了認定の方法について</p> | <p>①修了した実地研修ごとに研修修了の認定を受けることができる</p> <p>②受講生がのちに追加の実地研修を受講する際、基本研修や演習について一部履修免除ができる</p> |
| <p>受講の取消しについて</p> | <p>次に該当する者は、受講の決定を取り消すことがある</p> <p>①遅刻、早退、欠席の甚だしい者</p> <p>②受講態度不良でカリキュラムの進行を妨げ再三の指導にもかかわらずこれに従わない者</p> <p>③学習意欲に欠け、修了の見込みがないと認められる者</p> <p>④他受講者への迷惑となる行為を行う者</p> <p>⑤その他、当センターが受講取り消しの必要性を認める者</p> |
| <p>証明書の再発行について</p> | <p>紛失等による再発行は、有償(手数料2,000円)とする</p> |

5 その他

| |
|---|
| <p>(1) 研修委員会の設置</p> <ul style="list-style-type: none">①研修センター内において研修の安全実施および修得程度の審査を公正かつ適正に行うための体制として、「喀痰吸引等研修実施委員会」(以下 委員会)を整備し、必要に応じ開催する②委員会の構成員は、医師1名、看護師1名、研修講師1名、実地研修施設代表者1名、実施機関研修担当者1名とする③委員長は互選とする④委員長の許可にもとづき、上記以外の出席を認めることがある |
| <p>(2) 安全管理のための体制</p> <ul style="list-style-type: none">①実地研修の実施にあたっては、「実地研修実施要項」を整備し、実地研修をおこなう受講生へ配布し、周知する。指導看護師向け研修を行うなど安全管理に関わる情報提供を行う②実地研修の実施にあたっては、医師による実地研修指示書の取得を行う(指示書は受講者若しくは実地指導に当たる指導看護師等で取得する)③実地研修の実施にあたっては、実地研修実施施設におけるヒヤリ・ハット事例を蓄積し、研修委員会で、安全管理体制について協議する。また、基本研修(講義)時にも事例を紹介し、安全管理について注意を促し、介護職員等による喀痰吸引等の安全管理体制について促進する④事故発生時の対応として、関係者(研修機関、所属事業所)への報告、実地研修協力者家族への連絡などを適切かつすみやかに実施すると同時に、必要な緊急措置をとること(事故状況等について記録及び保存等を含む) |
| <p>(3) 業務に関して知り得た秘密の保持</p> <ul style="list-style-type: none">①研修事業運営上知り得た受講者に係る秘密は厳守する②研修受講者が実習等において知り得た個人の秘密を他に漏洩しないよう、十分な事前及び事後指導を行うものとする |
| <p>(4) 研修の延期・中止及び苦情の対応</p> <ul style="list-style-type: none">①自然災害等不測の事態により研修が中断された場合は、予定修了期日までに補講日を設定し、補講をおこなう②同上の理由にて延期の場合は、開講時期を明確にして早期に研修を再開する③苦情等相談時の連絡先は、日本福祉大学社会福祉総合研修センター 担当 森田 (TEL: 052-242-3069 FAX: 052-242-3020) とする |

カリキュラム(省令別表第三号研修(特定の者対象))

| 科目 番号 | 科 目 名 | 時 間 | 演習又は実地研修 の 実 施 方 法 |
|--------------------|--------------------------------------|---|-----------------------------------|
| 1 基本研修(講義及び演習 9時間) | | | |
| 301 | 重度障害児・者等の地域生活等に関する講義 | 2.0 | 教室にて講義 |
| 302 | 喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害 及び支援に関する講義 | 6.0 | 同上 |
| 303 | 緊急時の対応及び危険防止に関する講義 | | |
| 321 | 喀痰吸引等に関する演習 | 2.0 | シミュレータを用いて の練習 |
| 2 実地研修 | | | |
| 331 | 口腔内の喀痰吸引 | 医師等の 評価にお いて、受 修者が修 得すべき 知識及び 技能を修 得したと認 められるま で実施 | 指導看護師の指導のもと、 利用者を対象として実施 |
| 332 | 鼻腔内の喀痰吸引 | | 同上 |
| 333 | 気管カニューレ内部の喀痰吸引 | | |
| 334 | 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 | | |
| 335 | 経鼻経管栄養 | | |